

J. ペルクマンス著，田中素香訳

『EU 経済統合—深化と拡大の総合分析—』

(文眞堂，2004年11月)

相沢幸悦

はじめに

第二次大戦後、それまでの戦争といがみ合いの歴史を深く反省した西ヨーロッパ諸国は、平和で豊かなヨーロッパを希求して統合の道を選択した。それは、米ソ冷戦という世界史的条件の変化に触発されたものであるが、EU（欧州連合）は、1960年代に共通農業政策の実施、関税同盟の結成、70年代末に欧州通貨制度の創設による通貨安定システムの構築、90年代初頭には域内単一市場の実現、そして、99年1月には、単一通貨ユーロ導入という歴史的な通貨統合を実現した。

当初、わずか6ヶ国で結成されたEUもその後加盟国が増加し、2004年には10カ国が加わって、じつに25カ国となった。加盟国は、これからも増えていく。

このように、EUの経済統合は、戦後、50年にわたって拡大するとともに深化してきた。こうした、EU統合の歴史は、21世紀の日本の生きるべき方向にきわめて重要な示唆を与えている。アジアの中の日本が、平和で豊かなアジア構築にどのように貢献できるかが、まさに鋭く問われているからである。昨今、アジア諸国の

間で自由貿易協定締結の動きが加速しているが、いずれ近い将来、アジア共同体結成に向かうことは、歴史的必然である。

その時に、様々な困難、軋轢、意見の相違を克服し、通貨統合まで実現し、いままさに、欧州憲法を制定し、ヨーロッパ連邦に進まんとしているEU統合の歴史は、先行事例としてはきわめて貴重なものである。アジア共同体結成と政策運営にあたって、膨大なEU統合の経験を生かしていけば、無駄な努力や余計な失敗を繰り返すことを最大限回避することができる。もちろん、ヨーロッパの政治・経済・社会システムとアジアはかなり異なっているので、EUの経験をそのまま適用することはできないことはいうまでもないことである。どのようにうまく消化するかということが、アジア諸国の研究者や政策担当者に突き付けられているのである。

したがって、EU統合を研究することはますます重要になっていくであろうが、EUの経済統合が深化し拡大するにつれて、その全体像を捉えることはかなり難しくなっている。本書は、経済統合の全体像をしっかりと捉えながら、経済統合の各分野、経済政策の細部まで統一的に解明するという野心作である。本書の特徴は、①経済統合とEU諸政策の包括的かつ細

部にわたる洗練された分析, ②EUの規制・政策の枠組みと経済理論との巧みな結合, ③補完性の経済学とEUの革新的な分析などにある。

I. 本書の概要と構成

本書は四部, 18章で構成されている。

第1部は基礎である。EU統合の経済的枠組みと統合方法, EUのレベルやEU構成国政府のレベルでどうして規制するのか, または介入するのかということをはっきりさせるために, 統合の概念, 発展, 方法論, 基本的な疑問について考察している。

第1部の構成は, 次の通りである。

第1章 経済統合とは何か

第2章 EUにおける経済統合の発展

第3章 EUの経済基本法

第4章 補完性とEUの経済機能

第2部は域内市場である。EU経済統合の中心をなすのが域内市場であって, 域内における「国境」なき財, サービス, 要素の自由移動と営業の自由とが効果的に実現された市場である。第2部では, 移動の自由の実現(消極的統合)とそれとともなって生じる法・制度の接近(積極的統合)が取り上げられている。

第2部の構成は, 次の通りである。

第5章 製品市場の統合: 方法

第6章 製品市場の統合: 経済学的分析

第7章 サービス市場統合: その方法と経済分析

第8章 ネットワーク産業の域内市場

第9章 要素市場の統合: その方法

第10章 要素市場の統合: 経済的分析

第3部は共通政策である。域内市場の設立と適切な機能とに密接に結びついている積極的統

合の要因のうち, 農業, 競争, 通商, 産業の四つの政策が取り上げられている。

第3部の構成は, 次の通りである。

第11章 共通農業政策

第12章 EC共通政策

第13章 共通通商政策

第14章 EC産業政策

第4部は衡平, 安定化および伸展である。

EUレベルでの公的機能として, 生産要素の「配分」, 再配分を通じた衡平, 金融・財政・為替相場政策を通じたマクロ経済安定化があげられるが, ここでは, 衡平と安定化が取り上げられている。

第4部の構成は, 次の通りである。

第15章 EUのための衡平? — 社会政策,

格差是正およびEU予算

第16章 ヨーロッパのマクロ経済協力

第17章 経済・通貨同盟

第18章 汎ヨーロッパ経済統合

以下, 各章の概要をみてみよう。

II. 基礎

経済統合とは何か

二つ以上の経済の間の経済的境界の除去が経済統合と定義されているが, 経済的境界というのは, それを越える際に, 財, サービス, 生産要素の現実的かつ潜在的な可動性, ならびに情報のフローが相対的に低くなるような何らかの境界である。経済統合の基本的な意義というのは, 現実ないしは潜在的な競争の増大である。

経済統合は, 市場統合と政策統合からなる。前者は核心をなすものであるが, 後者については, あまり厳密な概念ではない。経済統合のもう一つの重要な区分は, 国民的な経済規制や経

济政策の差別待遇を除去するなどの消極的統合と少なくとも一部の権力を共同機関ないしは共同行使に移譲するなどの積極的統合である。

バラッサの言う自由貿易地域 (FTA)、関税同盟、共同市場、経済同盟、完全な経済統合という統合の諸段階というのは、基本的な研究ツールであるが、関税同盟と共同市場の各段階に積極的統合という視点が欠けている。

経済リージョナリズムは、GATT の無差別原則とは両立しない。経済統合の比較的高度な段階を理解するには、連邦主義の経済学の研究が不可欠である。

EU における経済統合の発展

第二次大戦後に高まったヨーロッパ統合の動きは、紆余曲折をへながら1957年のEEC 条約の締結に結実するが、この「実践による学習」期間から三つの教訓が得られる。

- ① たとえば、関税自由化と数量割当自由化を分離するような極めて部分的な形態での経済統合は受け入れられない。
- ② FTA は、多角的貿易自由化を局部的に「深化」させることにはならない。「深化」には、共通規制、調和、共通政策が不可欠だからである。
- ③ 「深い」統合条約を締結するためには、市場参加者と政府の政策の双方が調整に対して積極的であることが求められる。

EU は、経済の自由化、共通規制・政策の深化、構成国の関与と禁止の深化、EU の経済、その他の権限の範囲の拡張、構成国数の拡大という、深化・権限拡張・地理的拡大によって発展してきた。そして、マーストリヒト条約は、深化の根本的形態として通貨統合を導入したものである。

EU の経済基本法

経済統合のための条約がかなり積極的統合を含む場合、その条約は一種の経済基本法と見ることができる。その特徴は、

- ① 指導原則、
- ② 経済統合の特定された諸段階、
- ③ (経済的) 目標、
- ④ その公共経済的機能 (範囲)、
- ⑤ EU レベルでのその経済的権限 (手段)、
- ⑥ さまざまな機能を持つその諸機関、である。

ローマ条約は、経済的目標として、調和と均衡がとれた成長、安定性の増大、生活水準の向上をあげている。しかし、共同市場と経済政策の接近ということがはっきりと定義されていなかったため、共通関税や共通農業政策などが実現しただけであった。基本原則は、共同体への忠誠、国籍による差別の禁止、厳しい制限の下での範囲の拡張であるが、明文化されていないものとして、「お金ではなくルール」というのがあるという。

単一欧州議定書は、特定多数決制の増加、域内市場の明確な定義、規制のための原則としての相互承認、職場での健康と安全の確保、経済的・社会的格差の是正を追加した。

マーストリヒト条約は、経済目標を再定式化・拡張し、経済・通貨同盟を追加した。アムステルダム条約は、大きな変化はなかった。

補完性と EU の経済的機能

経済統合分析で重要なことは、どの経済機能を EU レベルに割り当て、どの機能を構成国レベルに留めるべきかということである。補完性の経済学は、EU レベルへの割り当ての程度と形態を変化させることによって、「集権化」の

利益を最大にし、コストを最小化する方法を提示するものである。

EUの新しい規制戦略は、自由移動、域内国境の撤廃、補完性、法・制度などの最小限の接近、相互承認という五つの原則に基づいている。これは、しばしば膠着状態や過剰規制に陥った従来の規制戦略と比べて、経済的により有効なものである。

補完性は、課税、支出主導的な政策、財政移転、マクロ経済安定などの非規制的な経済機能に適用することもできる。

Ⅲ. 域内市場

製品市場の統合：方法

EUの製品市場統合において、域内関税の除去は容易であり、数量割当の域内での除去もほぼ自動的におこなわれた。

関税同盟を越えて真の製品市場統合に進むには、明確に製品市場統合をベンチマークとして定義する理想的原則とすべての域内国境管理の除去というやや遠大さを欠いた原則という二つの「母」原則が必要であった。単一欧州議定書は、後者の原則を踏襲して、前者の理想的原則をめざすというものであった。

域内市場統合は、これを実現するものであって、域内国境での税関業務や他の管理の物理的除去のほか、公共調達における差別、構成国間で異なる技術的規制、税制という三種類の障壁が消極的統合と積極的統合の組み合わせによって除去された。

製品市場の統合：経済学的分析

関税同盟の理論の中心は、貿易創出と貿易転換であって、関税同盟の静態的な純「厚生」利

益を最大化する条件が引き出されている。

関税同盟は、諸産業の競争を激化させ、非効率的な産業に「冷や水」効果を及ぼすが、その利益は、貿易創出の何倍にもなる。

サービス市場統合：その方法とその経済分析

サービス市場統合というのは、製品市場統合と本質的に異なっている。金融、テレコム、郵便、運輸などの経済的に重要なサービスに関する法規制はバラバラで、EU域内における市場アクセスの改善は当初ほとんどおこなわれなかった。

サービス規制の正当性は、

- ① 情報の非対称性などの内部性、
- ② 不完全競争、
- ③ 金融における「システミック」リスクのような外部性という三つの市場の失敗、による。

金融サービスの分野では、資本の自由移動、金融システムの調和、シングルパスポートによる域内の自由な業務活動などによって単一市場が形成されているが、税の障壁と会計基準の相違という障害が残っている。

運輸サービスは、技術的な面での調和がおこなわれている。

ネットワーク産業の域内市場

従来は公益企業と呼ばれていたネットワーク産業の特徴は、

- ① 自然独占あるいはそれがいない場合の顕著な埋没費用、
- ② ユニバーサル・サービス義務と競争との適切な結合、
- ③ ネットワーク外部性、である。

鉄道は、さらなる競争実現のための措置が

2000年後半に取られた。ガスと電力は、真の単一市場はできていない。郵便サービスは、抵抗が激しく、時代遅れになる可能性がある。インターネットとメディア・サービスは、あまり規制されていない。

航空運輸では、定期旅客便市場の自由化が進んでいない。電気通信は、1998年以来自由化されてきており、ユニバーサル・サービス義務は、ほとんど例外なく既存の事業者によって提供されている。

要素市場の統合：その方法

EUは、生産諸要素に関する共同市場の概念に内容と一貫性をもたせるように努力してきた。金融資本については、欧州通貨制度と域内市場統合によって自由化が進んだ。しかしながら、利子源泉課税率の調和など税制の調整は進んでいない。新しい行動計画は、規制などの障壁の除去をめざしている。

それに対して、労働市場の成果は対照的である。移住者に対する社会保障などの内国民待遇は十分機能している。

知識とアイデアに対する域内市場はゆっくと進展している。

有形資産と企業統合に関して、直接投資の自由化は早かったが、会社法の接近は難しかった。

要素市場の統合：経済的分析

金融・資本市場の統合は、域内市場統合とユーロの導入、証券取引へのリモート・アクセス技術の到来によって大いに強化されてきた。

クロスボーダーのEU域内労働移動については、まだ様々な問題が残っている。ビジネスの提携とネットワークは、技術とノウハウの向上

の重要性を大いに高めている。

ビジネスのヨーロッパ化も1980年代半ば以降大きく進んでいる。とりわけ動産や有形資産をめぐる地域間の立地競争が進んでいる。

IV. 共通政策

共通農業政策（CAP）

CAPの基礎となる原則は、

- ① 単一生産物市場、
- ② EUの優先、農業保護、
- ③ 構成国間の財政上の連帯、である。

CAPの目的は、

- ① 生産性の上昇と地域的な特化、
- ② 農民の「公正」な所得、
- ③ 市場の安定化、
- ④ 供給の安定、
- ⑤ 「妥当な」消費者価格の実現、である。

CAPを政策費用と実効性という点からみると高く評価することはできない。市場安定化という目的は、費用は増加したが達成されている。供給の安定という目的は、多くの生産物の自給率が100%を超え、いきすぎである。

財政措置も含めた新たな抜本的な改革が不可欠である。

EC競争政策

競争制度は、

- ① 一般的ルール、
- ② 共謀禁止、独占禁止、合併規制などの反トラスト規制、
- ③ 排他的権利を享受する企業を含めて公的機関の行為に関するルール、
- ④ 運輸・農業に関する特別の制度、からなっている。

EU レベルでの競争は、

- ① 司法権の各国間での対立や、
- ② 競争問題への国内的アプローチによって
国境を越えた外部性が軽視される、という
観点から正当化されている。

共通通商政策

EU が共通通商政策を必要とするのは、GATT/WTO で要求されているからである。関税保護は、農業や食品などを除けば比較的重要度は低下している。数量保護は、最近まで、繊維、鉄鋼、テレビ、特定の電機製品、自動車などでかなりおこなわれてきたが、1980年代半ば以降劇的に減少してきた。

多角主義に対しては、

- ① 近年の四つのGATT ラウンドで重要な役割を果たし、
- ② 構築されつつある世界貿易法体系に大きな貢献をし、
- ③ 経済多角主義とリージョナリズムを適切に結び付ける、という点で評価することができる。

EC 産業政策

産業政策というのは、供給サイドに対して政府の与えるインセンティブである。

産業政策への補完性原則の適用は、構成国の産業政策手段が域内市場での競争をゆがめることから始まったものである。

最近の産業政策は、市場主導型になりつつあり、ここ数年は、「企業政策」と呼ばれるようになってきている。

水平的政策は、今日の産業政策の根幹をなすものであり、例えば職業訓練などの市場志向の要素市場政策、適度な補助金、域内市場での標

準化・認証・品質の向上などの促進がおこなわれている。

V. 衡平、安定化および伸展

EU のための衡平？ - 社会政策、格差是正および EU 予算

衡平の社会的側面と地域的側面は、EU レベルでは弱く、社会的所得移転については事実上存在しない。社会的規制、労働市場などについての統合も進んでいない。

各国の伝統と選好が大きく違うので、社会的移転と労使関係については、補完性がEU 社会政策に直接適用されている。域内市場は、

- ① 比較優位にもとづく特化、
- ② 海外直接投資、
- ③ 調整コストはかかるが生産性の向上を強いる競争にさらすこと、
- ④ 多数の各国のゆがみの是正、などの点で効果を発揮している。

EU レベルの所得移転により、これまで40年間にわたり地域間所得格差は縮小してきた。ただ、失業という点では改善がみられない。

長期的に見て何がEU の適切な予算機能なのか問われている。

ヨーロッパのマクロ経済協力

ローマ条約におけるマクロ経済協力についての規定は不十分なものであった。とくに、金融サービスと金融資本の自由移動が阻害されてきた。それを打開したのが1970年代の国際金融危機をへて創設されたEMS（欧州通貨制度）であった。

EMS の性格は時とともに変化してきた。1990年代初頭にインフレ率の収斂はマーストリ

ヒト条約での通貨統合参加への条件となった。しかしながら、1992・93年にEMSの危機が発生したが、コアのグループにはほとんど影響しなかった。

経済・通貨同盟

最適通貨圏の適用について、アメリカを基準として考察すると、EUはアメリカよりも、国に特有な非対称的ショックの可能性および例えば失業などに対する実証的重要性は双方とも低い。したがって、集権化された財政による安定化政策がないからといって、EUがひとつの通貨圏として適当ではないとはいえない。

中央レベルでは多くの再分配をおこなわず、また一切の財政的安定化もおこなわないような経済・通貨同盟は可能であるし、十分安定的である。

かくして、1999年に通貨統合が実現した。

汎ヨーロッパ経済統合

2004年5月に中東欧諸国10カ国が加盟して、EU加盟国は25カ国に膨れ上がったが、EUは、全ヨーロッパ規模で強力な経済統合を推進している。

成功したFTAであるEFTA諸国とEUは、EEA（欧州経済領域）を構成している。

1995年のEU地中海サミットで、EUは、地中海経済領域を提唱した。ただ、中央ヨーロッパと地中海世界を全ヨーロッパ的規模での経済統合に参加させるには時間がかかるであろう。

VI. EU 経済統合についての諸論点

以上、700頁を超える大著の概要をまとめてみた。うまくまとまっているという自信はまっ

たくないが、本書についていくつか感想を述べてみよう。

① EU 統合の方法と経済分析の書なので、経済統合と政治統合の関係はあまり明確になっていない（4-5頁）。市場統合の段階までは、税制の調和がうまくいかないということで、政治統合とある程度分離することは可能であろうが、通貨統合に至ると政治統合の分野にもかかわってくるので、そうはいかないような気がする。通貨統合を政治統合と絡めて分析するという事は本書の対象外なのかもしれないが、評者は、そのへんで悩んでいるので、ある程度の示唆がほしかった。

② バラッサの経済統合の諸段階からすると統合は最初はFTAから始まるが、EUの場合は、関税同盟から始まっている（11頁）。本書では、どうしてそうならざるを得なかったかということが必ずしも明確ではない。アジアでは、まずFTAから統合をはじめようとしている。しかし、FTAは、統合事態の深化に適したものではない（36頁）といわれると、アジア共同体にどのように進んだらいいか分からなくなってしまう。

③ 共同体の経済指導原則は、CAPを除けば「お金ではなくルール」（66頁）であるという。健康、住宅、社会資本、教育、国防、司法、警察、社会問題などの典型的な支出官庁はすべて構成国レベルにある（115頁）。これは補完性の原則によって正当化される。外交はEU「外務大臣」が登場しつつあるので、あとは、例えば、国防、司法がEUに移管されれば政治統合となるのであろうか。評者は、ヨーロッパ連邦になっても補完性の原則がかなり適用とされると思う。

④ 金融統合はかなり進展しているのではなか

ろうか。とくに市場取引の分野である証券市場の統合についてもう少し説明がほしかった(245-246頁)。EUでは、本書が出版されてから金融コングロマリット指令が採択されたが、従来、ユニバーサルバンクとかバンカシュランスとか呼ばれていたものが、どういう経緯でこのような呼び方になったのか知りたい。ちなみに、金融コングロマリット指令は、リスクの算定と自己資本算定の厳格化を定めたものである。

- ⑤ 冷戦終結後、供給元が多様であれば100%以下の食料自給率は問題ないという(399頁)。EUの自給率が100%を超えていき過ぎている(410頁)からなので、日本のように40%でもいいといっているわけではない。たしかに、CAPがEU財政を圧迫しているのは事実であるが、これによって、EU諸国が高い食糧自給率を保持していることは評価すべきであると思う。
- ⑥ EUの非常に大きな役割は、効果的な格差是正政策にある(555頁以降)。評者としては、EUが共同体を結成することで、相対的に豊かな構成国から相対的に貧しい構成国に財政移転がなされ、全体的な構成国国民の生活水準の向上が図られていると考えている。この点をもう少し詳しく知りたかった。
- ⑦ EMSの全体的目的は達成されたが、それが「域内」の低インフレという安定に寄与したかについて若干の疑問を提示している(616頁)。しかし、評者は、1970年代初頭の国際金融危機への教訓からEMSが設立され、その後、EU諸国は、通貨価値安定に基づく経済成長を実現し、それが通貨統合の通貨システム上の前提となったということをもう少し評価してもいいのではなかろうかと考

えている。

- ⑧ EUが最適通貨圏であるかどうかを検討する場合、アメリカを検討対象としている(644頁)。アメリカと比較してもあまり意味がないように思う。ユーロ導入諸国が最適通貨圏ではないというのは、ある程度容認された考え方であるような気がする。もしそうだとすれば、どうして通貨統合が実現したかという理論的検討が必要なのではなかろうか。
- ⑨ 通貨統合参加条件をクリアするために構成国は、過度に緊縮的な財政政策を遂行した。その結果、高い追加的失業が発生して、経済的にコストがかかった(664頁以降)。これは事実であるが、EU諸国が通貨統合への入場券を手に入れるために財政構造改革、経済・金融システム改革、そして、福祉の切り下げをおこなって、EU経済の競争体質の強化、企業の国際競争力強化を実現したという観点も必要なのではなかろうか。
- ⑩ 政治統合に進むであろうこれからのEU統合の展望を知りたかったのと、これはないものねだりであるが、EU経済統合がアジア共同体結成にどのような教訓を示しているかを教えてほしかった。著者の今後の研究に期待したい。

本書は、EU経済統合を理論的・歴史的かつ構造的に分析した名著である。著者の該博な知識と高いレベルの議論に敬服する。評者は、ドイツ経済研究を手掛けてきたので、EUの経済統合は、たとえば金融市場統合など一部の研究に重点を絞らざるをえなかった。評者が知らなかっただけかもしれないが、一人の研究者による、これほどまで水準が高く、しかも包括的な著書を読んだことはなかった。読破するのにだいぶ骨が折れたが、EU経済統合の本質の理解

がさらに深まったと思っている。

本書を読むと、著者のEU 経済統合に関する理論・実証研究の水準の高さに驚愕することはもちろんのこと、日本におけるEU 経済研究の第一人者である田中素香教授がその貴重な時間を割いて、本書を日本に紹介しなかったという研究者としての情熱、というより執念すら感じられる。

訳者あとがきにあるように、本書は、日本におけるEU 経済研究のセンターであった東北大学の大学院生などの全面協力の下に翻訳出版された。田中素香教授をはじめ、日本のEU 経済研究の進展のために多大な貢献をされた藤川和隆氏、新形敦氏、本田雅子氏、高島純子氏、細矢浩志氏、藤崎育子氏、太田瑞希子氏、山口昌

樹氏、斎藤智美氏、そして岩田健治氏に深く敬意を表する次第である。

最後に翻訳書の書評なのであえて書かせていただきたい。少なからぬ出版社が厚すぎて採算にのらないと断る中で、出版をお引き受けいただいた文眞堂に対して、ヨーロッパ研究者のはしくれとして心から感謝の気持ちを表明するものである。売れないということで地道な研究書が出版しづらくなっている昨今、内容と学問的価値を考慮して出版してくれる出版社が存在していたことを評者はじつにうれしく思う。これこそ、田中教授が言われるようにまさに真の一流出版社である。

(埼玉大学経済学部教授・当研究所客員研究員)